

# 第14回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成27年8月11日

上富良野町農業委員会

# 第14回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成27年8月11日(火) 午後1時30分から午後2時35分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	4	杉本 隆一
5	石橋 信次	6	佐藤 良二	7	井村 昭次
8	島田 政志	9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

3	谷 忠				
---	-----	--	--	--	--

5 遅参委員

10	長谷川裕見				
----	-------	--	--	--	--

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農業委員会事務監査結果の報告について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第4号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

### 開会の宣言

事務局長 只今より、第14回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
4番 杉本隆一 委員に合わせ、ご唱和ください。

谷委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、10名であります。定数に達しておりますので、これより第14回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、8番 島田政志 君、9番 舘尾雄治 君、を指名いたします。

---

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。  
農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について、北海道農業会議より次の件の答申がありましたので報告をいたします。報告第1号朗読。

---

議 長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

議 長 日程第2 報告第2号「農業委員会事務監査結果の報告について」の件を議題といたします。  
報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。報告第1号朗読

7月6日(月)に農業委員会事務局において実施しました、平成26年度下期(平成26年10月～平成27年3月まで)に係る農業委員会事務監査の結果について報告します。

上富良野町農業委員会事務監査委員会規定に基づき、井村事務監査委員長、杉本委員、石橋委員の3名により事務監査が実施され、同規定第13条の規定に基づき監査結果の報告をおこなうものです。

農業委員会が所管する事務に関して、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請書などの書類。町の一般会計に関する歳入及び歳出などについて説明をおこないました。  
資料として監査結果報告書がありますのでご覧ください。

---

議 長 報告第2号について、井村昭次事務監査委員長から補足説明をお願いします。

---

井村委員 事務監査委員の井村です。

平成26年度、10月～3月分の事務監査を7月6日に監査委員3名(井村、石橋、杉本)にて、農業委員会事務室で実施しました。

農業委員会に関する法律に基づく事務及び町の委任に基づく事務並びに関係会計処理について、伝票、決議書、復命書など関係書類の資料の提出を求め、その中から抽出して点検、照合を行うとともに、事務職員から事務の執行状況及び内容の聴取を行なったところです。

その結果、事務は適正に処理されていると認められましたので、報告いたします。

---

議 長 報告第2号「農業委員会事務監査結果の報告について」説明していただきましたが、発言はありますか。

「なしの声あり」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

---

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。公益財団法人農業公社から利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。平成24年11月9日提出 上富良野町長 向山富夫。

この件については、3月15日〇〇地区の斡旋によりまして、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの売買が決定したところであり、その後、〇〇〇〇公社の農地保有合理化事業の対象となることとなりました。手続きとして、〇〇〇〇公社に買入れ協議を求める件について、6月8日の農業委員会総会で議決を得、今回〇〇〇〇公社が買い入れるための集積計画を定めるものです。

決議を得た後、農用地利用集積計画の公告をして所有権移転登記をおこない、9月30日までに〇〇〇〇公社から〇〇〇〇さんへ対価の支払いがされる。

〇〇〇〇公社の所有後は、賃貸借の手続きとなって、〇〇〇〇公社と受け手となる〇〇〇〇さんとの5年間の賃貸契約となります。この賃貸についても利用集積計画を定め、総会に諮問することとなります。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
委員によります補足説明は、6月の第12回総会の審議の際に説明されていますので、質疑に入ります。 質疑は、ありませんか。

「なし」の声あり

これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第5 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。  
平成27年8月11日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。  
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号について、提案に関する補足説明をお願いします。  
「事務局」

---

事務局 議案第1号 1番について、補足説明いたします。  
道営の営農用水を確保するための農業用用水施設（パイプライン）事業の完了に伴い、維持管理を行う〇〇〇〇土地改良区に、パイプラインの施設財産が移転されます。維持管理を行うため設定された地上権も、北海道から〇〇〇〇土地改良区へ移転を行うものです。  
今回完了された事業は、〇〇地区第1号、第3号用水路1,911m、〇〇地区第410支線用水路4,756mです。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
「5番 石橋委員」

---

石橋委員 5番 石橋です。議案第1号 2番について、補足説明いたします。

出し手 上富良野町〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇〇〇の裏側となります。

石橋委員 ○○○○さんの高齢により、○○○○さんへの1年間の賃貸となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号 3番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
「10番 長谷川委員」

---

長谷川委員 10番 長谷川です。議案第1号 3番について、補足説明いたします。

出し手 美瑛町○○○の○○○○法人「○○○○」さん 受け手 美瑛町○○○の「○  
○会社 ○○○○」さんです。

所在地は、○○地区○○道路の○○○寄りの畑となります。

「○○○○」さんは、平成14年に○○○○公社の合理化事業で受け手となって耕作し  
ておりましたが、今回「○○○○」さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第6 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題と  
いたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、11番 井村悦丈委員の退席を求めます。(11番 井村 委員 退席)

議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。  
平成27年8月11日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。  
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

---

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番 館尾雄治委員」

---

館尾委員 9番 館尾です。議案第2号について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん 受け手 ○○線○○号 ○○会社 ○○○○さん

所在地は、○○地区 ○○○○道路沿いの畑となります。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

谷本委員 この件について、3条以外での方法はなかったのか。農協がアンケートを実施した結果、282戸の農家のうち、約50戸が規模階大を希望している。規模拡大は賛成ですが、この方法ではなく違う方法はなかったのか。賃貸借にするとか。斡旋会を経るとか。

事務局 斡旋会は○○地区になります。  
受け手の農地が隣接していればいいのですが、受け手の農地との間に第3者の農地があります。

谷本委員 受け手に土地を持ってもらいたのですが、この方法がいいのか、違ういい方法がないのか。賃貸借するとか。受け手の立場もあるから。

議長 今は総会なので、この申請を正当なものなのかを審議する場であり、受け手の立場の話をする場ではありません。

谷本委員 わかりました。

議長 他にありませんか。



「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
11番井村委員の退席を解きます。

---

議 長 日程第7 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

---

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。  
農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。  
平成27年8月11日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請地は、農業振興地域内の農用地区域外です。植林のための転用であり、転用計画に問題はないと考えます。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

なお、0000-00 全体は40,631㎡となっており、平成6年に17,001㎡平成16年に17,852㎡を植林されております。過去の植林はいずれも4条許可に基づくもので、今回は残りの5,778㎡を森林組合を通じて植林するものです

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番 館尾雄治 委員」

---

館尾委員 9番 館尾です。  
事務局の説明どおりで、補足説明は ありません。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長           ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長           日程第8 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。  
議案第4号を、事務局が説明いたします。       「事務局」

---

事務局          議案第4号について、ご説明いたします。  
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。  
          平成27年8月11日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修  
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番 昭和62年頃に住宅を建設され、もともとの地目が田のところ建てたもので、地目についてはそのままになっていた。今回、分筆をおこない0000番00を田から農地以外、0000番00を宅地から農地、0000番00を田から農地以外とするものです。

2番 〇〇〇〇さんが所有されていた土地であります。競売になり〇〇〇〇さんが所有されております。既に転用済みとなっている箇所がありまして0000番00、0000番00の内9,200㎡、0000番00が平成18年に転用許可が出ております。地目変更がされていなかったため畑以外へ地目変更を行うものです。0000番00の内6,186㎡については平成21年3月に非農地通知が出されております。こちらも現況証明により地目変更を行うものです。0000番00他4筆についても現況証明により畑から農地以外へ地目変更を行うものであります。

3番 0000番00と0000番00については平成22年に農地法第4条の許可を得て住宅を建設しております。当時分筆登記をしておりませんでしたのでこの度畑から農地以外へするものです。0000番00については現況が畑なので、用悪水路から畑へ、0000番00は用悪水路から農地以外へ地目変更をするものであります。

4番 〇〇道路と〇〇〇〇道路の交差点付近で、崖の下辺り、雑木林のようでありまして、畑から農地以外へ地目変更をするものであります。

5番 0000番00、00、00について現況は農地と認められます。0000番00についても現況は農地と認められます。

以上です。

---

議 長           これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号について、調査を行ったそれぞれの委員から補足説明をお願いします。  
「1番と2番の補足説明について、4番 杉本隆一 委員」

---

杉本委員       4番 杉本です。7月30日に佐藤良二委員、井村代理とともに現地調査を行いました。

1番2番、〇〇地区について報告します。

1番〇〇〇〇さんは、現在の住宅と前の住宅の現況地目の相違について、数年前に農業委員会からこのことについて、通知していたもので、今回分筆登記が済みしましたので、地目変更の登記を進めるもので、現在住んでいるところは農地以外とし、前に住んでいたところは、農地とするものです。

杉本委員 2番〇〇〇〇さんは、過去の競売等で取得されました。詳細については、事務局説明のとおりです。 以上です。

---

議 長 続いて、「3番について 11番 井村悦丈 委員」

---

井村委員 11番 井村です。7月30日に杉本委員、佐藤委員とともに現地調査を行いました。証明依頼地の、現在、〇〇〇〇さんが住んでおられるところは、平成22年に転用許可済の所で、宅地への地目変更のためです。現在の地目が用悪水路の所については、現在、用水ありませんので、農地と農地外となります。詳細については、事務局説明のとおりです。 以上です。

---

議 長 続いて、「4番について、6番 佐藤良二 委員」

---

佐藤委員 6番 佐藤です。7月30日に井村代理、杉本委員、ともに現地調査を行いました。遠藤さんの場所については、地図を参照していただけるとわかるのですが、幅1m程度しかない細い土地で、かなり傾斜のきつい崖のような法面となっていて、雑木林となっています。畑として使用できる状況にはありません。 以上です。

---

議 長 続いて、「5番について、9番 館尾雄治 委員」

---

館尾委員 9番 館尾です。8月5日に 谷本委員、 佐藤委員とともに現地調査を行いました。公簿宅地となっている3筆、と、原野となっているところ1筆とも農地として使用されており、農地と認められました。 以上です。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。これより質疑に入ります。1番から5番までについて、一括して質疑といたします。

島田委員 1番について、0000番00は地目変更ないのですか。

事務局 0000番00は、新しく分筆されましたが公簿地目「田」から現況地目「田」なので地目変更はありません。

島田委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番から5番まで一括して採択したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長   ご異議なしと認めます。  
これより、議案第3号 1番から5番まで一括して採択いたします。  
本件は、原案のとおり、農地と判定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長   本日の日程は、全て終了いたしました。  
第14回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局   全員ご起立ください。   「礼」

---

以上、報告 2件、諮問 1件、議案 4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時35分

---

上記第14回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成27年 8月 8日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_